

三木市記者発表資料 (令5年4月25日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
都市整備部 道路河川課	課長 小紫一磨 (内線 2240)	工事補修係	0794-82-2000 (内線 2247)

タイトル
三木工場公園内の自転車レーンが全区間で供用開始
内 容
<p>このたび、三木工場公園内の幹線道路（市道花尻城山線）において自転車専用通行帯（自転車レーン）が全区間（約2キロ）で供用を開始します。</p> <p>このことにより、クルマも自転車も歩行者もその他道路を通るすべての人が、より安全に快適に通行できるようになります。</p>
1 概 要
(1)場 所 三木市別所町花尻～巴～東這田 地内 (市道花尻城山線)
(2)全体供用距離 約2.0km (うち約0.8kmが新たに供用開始)
(3)供用開始日 5月1日 (月)
2 自転車レーンの主な交通ルール
(1)自転車レーンは、自転車しか通行できません。(法律で定められています。) →クルマ、バイク、原動機付き自転車は通行できません。
(2)自転車レーンがあるところでは、自転車はこのレーンを通行しなければなりません。(やむを得ない場合を除きます。)
(3)左側を通行します。(逆走は禁止です。)
(4)一列で通行します。(並走は禁止です。)
セールスポイント
<p>三木市では、令和3年3月に「三木市自転車活用推進計画」を策定し、自転車通行空間の整備をはじめ、サイクルツーリズムや安全教育、健康増進への取り組み等、自転車を活用して、より活気あるまちづくりを進めています。</p> <p>自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。ヘルメットを着用して安全に快適に自転車を楽しみましょう。</p>